

千葉県報

定例
令和5年10月31日

第13885号

千葉県報

令和5年10月31日(火曜日)

主要目次

○ 千葉県生活習慣に関するアンケート調査の実施
平成十一年千葉県告示第九百十七号の一部を改正する告示

公告

○ 管理美容師資格認定講習会の指定に係る講習会の主催者の主たる事務所の所在地等の変更
○ 管理美容師資格認定講習会の指定に係る講習会の主催者の主たる事務所の所在地等の変更

特定調達公告

○ 落札者等の公告
○ その他

○ 千葉県道路公社公告第一号

告示

示

千葉県告示第四百二十一号

千葉県生活習慣に関するアンケート調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和五年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 調査の名称

千葉県生活習慣に関するアンケート調査

二 調査の目的

県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、健康に関する課題を明らかにし、今後の健康づくり施策の推進等に必要の基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

県民の健康に係る生活習慣に関すること。

四 調査の範囲

満十五歳以上の県民のうち知事が選定するもの

五 調査の期日

令和五年十一月一日現在で行う。

六 調査の方法

知事が、四の者に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第四百二十二号

平成十一年千葉県告示第九百十七号（旅館業法施行条例に基づく施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

青少年施設の表中

「 鴨川市わんぱくハウス 」	「 天津七八番地 」
「 鴨川市青少年研修センター 」	「 平塚一、七、七番地の一五 」
「 鴨川市わんぱくハウス 」	「 天津七八番地 」

青年館の表植松町青年館の項、黒生町青年館の項、三崎団地青年館の項、犬若青年館の項、千成青年館の項及び寺崎青年館の項を削る。

スポーツ施設の表鴨川市芝浜プールの項を削る。

公告

告示

管理美容師資格認定講習会の指定に係る講習会の主催者の主たる事務所の所在地等の変更

令和五年五月三十日付け千葉県公告（管理美容師資格認定講習会の指定）で公告した講習会の主催者の主たる事務所の所在地並びに問合せ先の所在地及び電話について、次のとおり変更する。

令和五年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 変更前の講習会の主催者の主たる事務所の所在地

東京都江東区有明三丁目七番二六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 変更後の講習会の主催者の主たる事務所の所在地

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

三 変更前の問合せ先

所在地

<p>2 東京都江東区有明三丁目七番二六号 有明フロンティアビルB棟九階 電話 ○三(五五七九)〇九一一</p> <p>四 変更後の問合せ先</p> <p>1 所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階</p> <p>2 電話 ○三(五五七九)六一一五</p> <p>管理美容師資格認定講習会の指定に係る講習会の主催者の主たる事務所の所在地等の変更</p> <p>令和五年五月三十日付け千葉県公告(管理美容師資格認定講習会の指定)で公告した講習会の主催者の主たる事務所の所在地並びに問合せ先の所在地及び電話について、次のとおり変更する。</p> <p>令和五年十月三十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 変更前の講習会の主催者の主たる事務所の所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号 有明フロンティアビルB棟九階</p> <p>二 変更後の講習会の主催者の主たる事務所の所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階</p> <p>三 変更前の問合せ先</p> <p>1 所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号 有明フロンティアビルB棟九階</p> <p>2 電話 ○三(五五七九)〇九一一</p> <p>四 変更後の問合せ先</p> <p>1 所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階</p> <p>2 電話 ○三(五五七九)六一一五</p>	<p>令和5年10月31日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①よう撃捜査用ネットワーク画像記録システム貸貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 ③令和5年9月21日 ④NX・TCリース&フアインانس株式会社東京支店千葉営業所 千葉県美浜区中瀬一丁目3番地 ⑤293,257,800円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年8月8日</p> <p>その他</p> <p>千葉県道路公社公告第一号</p> <p>本公社において、有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について定めたので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十四条第四項の規定により公告する。</p> <p>令和五年十月三十一日</p> <p>千葉県道路公社理事長 北岡 線</p> <p>千葉県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法</p> <p>千葉県道路公社(以下「当公社」という。)は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第七号。以下「法」という。)第24条第3項の規定に基づき、当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を下記のとおり定める。</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 法第24条第1項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条に定めるところによる。</p> <p>(料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法)</p> <p>第3条 料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>一 通行車両は、確実に係員が料金の收受を行うことができる程度に当該係員が当該収</p>
<p>第13885号</p> <p>特定調達公告</p> <p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p>	

<p>受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。</p> <p>二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。</p> <p>（料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法）</p>	
<p>第 4 条 料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。</p> <p>二 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。（E T C 専用施設における通行方法）</p>	
<p>第 5 条 E T C 専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、E T C 通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。</p> <p>二 E T C 通行車以外の通行車両は、E T C 専用施設を通過してはならない。（E T C ・一般共有入施設における通行方法）</p>	
<p>第 6 条 E T C ・一般共有入施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 E T C 通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。</p> <p>二 E T C 通行車以外の通行車両は、第 3 条に定める通行方法により、通行しなければならない。</p> <p>（閉鎖施設の通過の禁止）</p>	
<p>第 7 条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。</p>	

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先